

アナログ規制の見直しによる関係条例の整備について

1 アナログ規制について

アナログ規制とは

- ▶ 法律や条例などの社会制度で、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする規制のこと

アナログ規制の例

- ▶ 申請書をフロッピーディスクやCD-ROMで提出する。
- ▶ 資格取得のために対面での講習を義務付ける。
- ▶ 現地で、目視で検査を行う。

2 アナログ規制の見直しの必要性

国が考えるアナログ規制の見直しの必要性

- ▶ 昨今、目覚ましいテクノロジーの進展スピードの中、その価値を様々な分野で最大限活用していくためには、デジタル技術の実装を阻み、社会のデジタル化阻害の一因となっているアナログ規制を見直し、テクノロジーの進展に適応した規定を整備していくことが重要。
- ▶ 国は、こうした取組みを通じて、規定上はいつでもデジタル技術の活用が可能な環境を整備することで、社会のデジタル化を推進し、生産性の向上・人手不足の解消・経済成長等を図ることとしている。

3 条例を整備する背景

逗子市では、アナログ規制の点検・見直しを行うに当たり、全庁一斉にアナログ規制にかかる条例・規則等の改正に取り組むのではなく、前提となる部分を先行して検討を行い、段階を踏んでいくことが最善と判断し、推進部門である総務課とデジタル推進課において「通則的な内容を定める条例」について、先行して検討作業を行うこととした。

4 見直しの対象となる条例

① 逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（デジタル推進課）

※情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）の趣旨にのっとり、全面的な見直しが必要

⇒「逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を廃止し、

「逗子市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」

【略称：デジタル手続条例】を新規制定する。

② 公告式条例（総務課）

③ 逗子市行政手続条例（総務課）

5 逗子市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

デジタル手続条例制定の背景

- ▶ 行政活動全体におけるデジタル技術の活用に向け、令和5年（2023年）に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」に改正された。
- ▶ 本市では、オンラインによる行政手続について、「逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（行政手続オンライン化条例）」により対応してきた。
- ▶ アナログ規制を見直し、デジタル技術の活用促進、市民の利便性の向上を図るためにも、法改正の趣旨を踏まえオンライン手続推進のために必要となる事項を改めて規定する必要がある。

現行制度の整理

- ▶ 法令に基づく手続き
市における行政手続のうち、法令に基づく手続については、「デジタル手続法」の規定により、原則としてオンラインによる手続が可能となっている。
- ▶ 市の条例等に基づく手続き
「デジタル手続法」が適用されない。
→ オンライン化を実現するには、個々の条例等における必要な規定を整備する必要がある

デジタル手続条例の趣旨

- ▶ アナログ規制の見直しを進め、行政手続におけるデジタル技術の活用を一層推進するため、条例等に基づく行政手続についても原則としてオンラインで可能となるよう、「デジタル手続法」の趣旨を踏まえた通則的な条例として本条例を制定する。
 - ▶ 本条例により、他の条例等において書面等で行うこととされている手続を、個々の条例等を改正することなく、オンライン化することが可能となる。
- *本条例の制定に伴い「行政手続オンライン化条例」は廃止する。

デジタル手続条例の特徴

①一括規定

手続のオンライン化にあたり、当該手続の根拠となる条例規則等で個別に規定する必要がある次の事項について、本条例で一括して規定する。これにより、オンライン化に係る条例改正等の事務の簡略化を図り、手続のオンライン化を促進する。

署名等代替規定 (第5条第4項)	条例規則等で署名、押印等が必要とされている手続をオンライン化する場合に、マイナンバーカードの署名用電子証明書等で署名等の代替とすることができる。
手数料のオンライン 納付規定 (第5条第5項)	条例規則等で手数料の納付方法(例:納入通知書など)が定められている場合にも、電子決済で納付することができる。
添付書面等の省略 (第10条)	条例規則等で添付書類が必要とされている場合に、必要な情報をマイナンバーカードやシステム連携により入手・参照できる場合は添付書類を省略できる。

②情報通信技術の進展への対応(第11条)

デジタル技術の効果的な活用により、市民の利便性向上や行政運営の改善のための取り組みが将来にわたって継続的かつ自律的に行われ、また既にデジタル化が図られている行政手続についても、デジタル技術の効果的な活用により更なるデジタル化が推進されるよう、必要な施策を講じることが規定する。

アナログ規制の見直しは、デジタル技術の活用により市民の利便性向上を図るための取り組みとして進める。

対象となる手続

他の条例等において書面等で行うことが規定されている以下の手続

- ・申請等(市に対して行われる申請、届出等)
- ・処分通知等(市が行う通知、処分通知等)
- ・縦覧等(市が書面等に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること)
- ・作成等(市が書面等を作成又は保存すること)

6 公告式条例の一部改正

公告式条例とは

- ▶ 地方自治法第16条の規定により、当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項等について定めるもの。

現状

- ▶ 条例の公布について、市役所前の掲示場に掲示することとされており、これが唯一の方法であることからアナログ規制（書面掲示規制）に該当している。
⇒新：第2条第3項、第3条、第4条の改正
- ▶ 昭和29年の改正を最後に長らく改正されていない。
⇒新：題名、第1条、第2条第2項、第5条、第6条の改正

改正事項（アナログ規制の見直し関係）

- ▶ 電磁的記録による公布の規定を加え、アナログ規制の見直しを実現する。（新：第2条第3項）
- ▶ 条例については必要的条例事項であるため、市長の「署名」が必要である（地方自治法第16条第4項）が、規則及び規程については必要的条例事項ではないので、市長名を「記入」すれば足りるものとする。（新：第3条及び第4条）
- ▶ 市長の定める規程等を公表しようとするときは、市長印の押印が必要としていたが、不要とする。（新：第4条）

●公告式条例の改正のイメージ

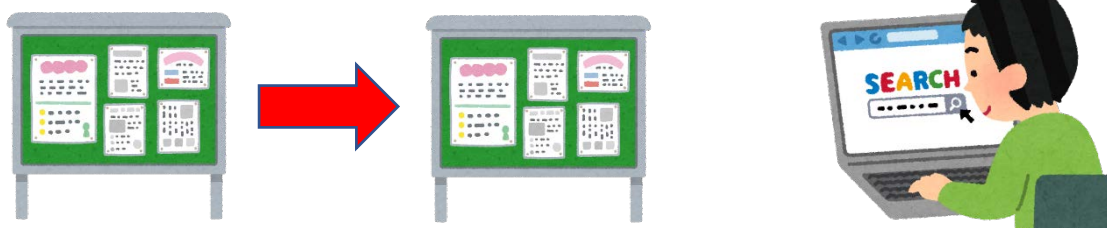
【改正前】

【改正後】

掲示場での書面掲示

掲示場での書面掲示・インターネットによる公表

利用者の利便性、デジタルデバイドへの
配慮の観点から、現地での掲示も維持



7 逗子市行政手続条例の一部改正

逗子市行政手続条例とは・・・

- ▶ 行政手続法は、国の法律又は法律に基づく命令を根拠とする処分等の手続について定めるものであるが、地方公共団体が定める条例又は規則を根拠とする処分等の手続について適用除外とされている。
- ▶ 逗子市行政手続条例は、行政手続法第 46 条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的として、制定されている。

現状

- ▶ 不利益処分の名宛人となるべき者が判明しない場合に行う聴聞の通知を掲示場に掲示することとされており、これが唯一の方法であることからアナログ規制(書面掲示規制(公示送達))に該当している。

前提条件

- ▶ 公示送達を掲示場等での書面の掲示により行うこととしている法律の規定については、それぞれ公示送達を主務省令で定める方法(インターネットによる公表を想定)により行うこととするとともに、掲示場等での書面の掲示による方法又は事務所等に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととするように改正が行われる。
- ▶ (例：民事訴訟法、行政手続法、行政不服審査法、国税通則法、地方税法。地方税の例によることとされているもの(特に地方自治法)についても影響を受けることになる。)

改正事項

- ▶ 行政手続法において、前記趣旨を踏まえた改正が行われており、逗子市行政手続条例においても同様の趣旨の改正を行う。
- ▶ 公示送達の具体的な方法については、規則で定める(第 14 条第 4 項)ため、別途、逗子市行政手続条例施行規則の一部改正を行う。

補足

- ▶ 公告式条例についても、書面掲示規制に該当することから、電磁的記録による条例等の公布の方法(インターネットによる公表を想定)について整備し、併せて公表を要するものについても同様の措置を講じる。
- ▶ 公示送達についても、同様の仕組みの中で運用する。

●逗子市行政手続条例の改正イメージ

利用者の利便性、デジタルデバインドへの
配慮の観点から、現地での掲示も維持

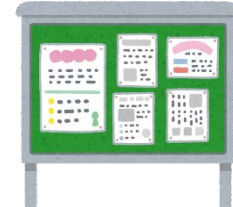
【改正前】

【改正後】

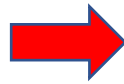
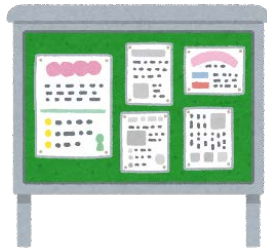
掲示場での書面掲示

インターネットによる公表

掲示場での書面掲示



又は事務所に設置した
パソコン画面での表示



8 今後のスケジュール

～令和7年～

9月6日 市民説明会

9月22日～10月22日 パブリックコメント

11月～12月 逗子市議会第4回定例会に条例案を提出

～令和8年～

1月1日 デジタル手続条例 施行

1月1日 公告式条例の一部を改正する条例 施行

1月以降 全庁的にアナログ規制の点検・見直しを開始

4月（想定） 逗子市行政手続条例の一部を改正する条例 施行

※公示送達に係る行政手続法の一部改正の施行期日と同日に施行
（R8.6.15まで（R8.4.1を想定））